

◎新潟県告示第770号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項の規定により準用する第10条の6第2項の規定により、指定登録機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成24年6月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称を変更する指定登録機関
社団法人新潟県建築士会
- 2 変更後の名称
一般社団法人新潟県建築士会
- 3 変更する年月日
平成24年6月1日